第五百七十五条の六第三号中「すき間」を「隙間」に改め、同条第四号中「中さん」を「中桟」に改め、同号ただし書を削り、同条に次の三項を加える。

2　前項第四号の規定は、作業の性質上手すり等及び中桟等を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に手すり等又は中桟等を取り外す場合において、次の措置を講じたときは、適用しない。

一　安全帯を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に安全帯を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

二　前号の措置を講ずる箇所には、関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと。

3　事業者は、前項の規定により作業の必要上臨時に手すり等又は中桟等を取り外したときは、その必要がなくなつた後、直ちにこれらの設備を原状に復さなければならない。

4　労働者は、第二項の場合において、安全帯の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

第五百七十五条の八第一項中「中さん等の取りはずし」を「中桟等の取り外し」に改め、同条第二項第四号中「ゆるみ」を「緩み」に改め、同項第六号中「取りはずし」を「取り外し」に改め、同項第七号中「中さん等の取りはずし」を「中桟等の取り外し」に改める。

第五百七十五条第一項第二号中「又は」を「若しくは」に改め、「地震」の下に「又は足場の組立て、一部解体若しくは変更」を加え、同号ロ中「取付け部のゆるみ」を「取付部の緩み」に改め、同号ニ中「第五百六十三条第一項第三号イからハまでに掲げる設備の取りはずし」を「足場用墜落防止設備の取り外し」に改め、同号ホ中「取りはずし」を「取り外し」に改め、同号リ中「取付け部」を「取付部」に改める。

第六百五十五条の二第一項第二号中「又は」を「若しくは」に改め、「地震」の下に「又は作業構台の組立て、一部解体若しくは変更」を加え、同号ニ中「ゆるみ」を「緩み」に改め、同号ヘ中「取りはずし」を「取り外し」に改め、同号ト中「中さん等の取りはずし」を「中桟等の取り外し」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年七月一日から施行する。

（特別教育に関する経過措置）

第二条　事業者は、この省令の施行の際現にこの省令による改正後の労働安全衛生規則（次条において「新安衛則」という。）第三十六条第三十九号に掲げる業務に従事している者については、平成二十九年六月三十日までの間は、当該業務に関する労働安全衛生法第五十九条第三項の特別の教育を行うことを要しない。

（足場の作業床に関する経過措置）

第三条　はり間方向における建地の内法幅が六十四センチメートル未満の足場の作業床であつて、床材と腕木との緊結部が特定の位置に固定される構造のものについては、この省令の施行の際現に存する鋼管足場用の部材が用いられている場合に限り、新安衛則第五百六十三条第一項第二号ハの規定は、適用しない。

（罰則に関する経過措置）

第四条　この省令の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告　示

○政治資金適正化委員会告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十七年三月五日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏　名
四八二六	二七、二、一〇	山田　英裕
四八二七	二七、二、一〇	谷口　實榮
四八二八	二七、二、一〇	山原　治
四八二九	二七、二、一〇	孫崎　健次
四八三〇	二七、二、一〇	竹澤　謙造
四八三一	二七、二、一〇	矢部樹美男
四八三二	二七、二、一〇	小寺　隆弘
四八三三	二七、二、一〇	松井　克己
四八三四	二七、二、一〇	谷川　裕也

○政治資金適正化委員会告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十七年三月五日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏　名	登録年月日	抹消事由
一九八	青木　敦子	一九八　二、七、一	亡失

○政治資金適正化委員会告示第十三号

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第十四条の七第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。

平成二十七年三月五日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏　名	登録政治資金監査人証票の番号	亡失年月日
一九八	青木　敦子	一九八　二、七、一	

○政治資金適正化委員会告示第十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十七年三月五日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
一〇三三	中島　正夫	二七、一、二一	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号

○法務省告示第百三十五号

千葉市稲毛区役所保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十七年四月六日までに、同区長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、稲毛区役所又は千葉地方法務局に照会すること。

平成二十七年三月五日

法務大臣　上川　陽子

千葉県千葉郡都賀村小中台百四十三番地

藤野重五郎

○法務省告示第百三十六号

千葉県南房総市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十七年三月五日

法務大臣　上川　陽子

千葉県安房郡八束村福澤二百三十九番地

川崎榮治郎

○法務省告示第百三十七号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国

氏　名	杉山　浩司
生年月日	千九百七十九年九月二十六日

平成二十七年三月五日

法務大臣　上川　陽子

○外務省告示第六十一号

平成二十六年十二月一日にジャカルタで、インドネシア共和国の国民に対する査証免除措置に関する口上書が、インドネシア共和国政府に対し発出された。よって、同口上書にいう措置は、同日から実施されることとなった。

平成二十七年三月五日

外務大臣　岸田　文雄

（在インドネシア日本国大使館からインドネシア外務省あての口上書）

（訳文）

口上書

在インドネシア共和国日本国大使館は、インドネシア共和国外務省に敬意を表するとともに、日本国政府が、日本国とインドネシア共和国との間の旅行並びに文化及び通商に関する関係を促進するため、日本国に入国することを希望するインドネシア共和国の国民に対する査証の免除に関し、二千十四年十二月一日から次の措置をとることを同省に通報する光栄を有する。

1　有効なインドネシア共和国の一般旅券を所持するインドネシア共和国の国民であって、継続して十五日を超えない期間滞在する意図をもつて日本国に入国することを希望するものは、査証を取得することなく、日本国に入国することができる。